

京都府内の障害者の雇用状況について

(平成19年6月1日現在の障害者雇用状況)

京都労働局では、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づき、障害者を雇用する義務のある事業主及び機関から平成19年6月1日現在における障害者雇用状況の報告を求め、これを集計しました。その結果は次のとおりです。

なお、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）については、一昨年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正を受け、平成18年4月1日より実雇用率算定の対象となっています。

1 民間企業の雇用状況 [詳細は別表1～4参照]

雇用障害者数5,931人（前年5,584.5人）、実雇用率1.71%（前年1.64%）と、実雇用率は前年を0.07ポイント上回るとともに、法定雇用数達成企業の割合は45.7%（前年44.5%）と、前年を1.2ポイント上回る結果となった。

今回の実雇用率1.71%はこれまでで最も高い雇用率となっており、また、対前年比0.07ポイント増についても、法定雇用率が1.8%となった平成11年以降最も高い伸び率となっている。

雇用障害者数について（※1～3）

※1 重度身体障害者及び重度知的障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上の者）については、1人の雇用をもって2人に相当するものとしてカウントする。

※2 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の雇用をもって1人としてカウントする。

※3 精神障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の雇用をもって0.5人とカウントする。

(1) 法定雇用率1.8%が適用される一般の民間企業（常用労働者数56人以上の企業）は1,397社（前年1,351社）と前年より46社増加し、雇用されている障害者数は5,931人（前年5,584.5人）と前年より346.5人増加した。

なお、雇用されている障害者のうち、身体障害者は4,917人（前年4,699人）、知的障害者は951人（前年853人）、精神障害者は63.0人（前年32.5人）であった。

また、実雇用率は1.71%（前年1.64%）と前年を0.07ポイント上回った。

(2) 法定雇用率1.8%が適用される一般の民間企業(常用労働者数56人以上の企業)1,397社のうち、法定雇用率に基づく法定雇用数を達成している企業は639社(前年601社)と前年より38社増加した。

また、法定雇用数達成企業の割合は45.7%(前年44.5%)と前年を1.2ポイント上回った。

(3) 企業規模別でみた実雇用率は、56~99人規模では1.84%、100~299人規模では1.57%、300~499人規模では1.72%、500~999人規模では1.56%、1000人以上規模では1.81%と、全ての企業規模において前年を上回った。

(4) 産業別でみた実雇用率は、医療・福祉業では2.43%、運輸業では2.30%、サービス業では1.95%、建設業では1.83%、複合サービス業では1.78%、製造業では1.70%、教育・学習支援業では1.43%、金融・保険・不動産業では1.39%、情報通信業では1.29%、卸売・小売業では1.06%、飲食店・宿泊業では0.98%、電気・ガス・熱供給・水道業では0.00%であった。

2 地方公共団体(京都府及び府内の各市町村等の機関)における障害者の在職状況

京都府の機関に在職している障害者の数は337人(前年341人)、実雇用率は2.36%(前年2.36%)と前年と同率であった。

市町村等の機関に在職している障害者の数は644人(前年587人)、実雇用率は2.48%(前年2.24%)と前年を0.24ポイント上回った。

在職障害者数について(※1~3)

※1 重度身体障害者及び重度知的障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上の者)については、1人の在職者をもって2人に相当するものとしてカウントされる。

※2 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間職員(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の在職者をもって1人としてカウントされる。

※3 精神障害者である短時間職員(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の在職者をもって0.5人とカウントされる。

(別表1) 民間企業における障害者の雇用状況

	全 国			京 都 府		
	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)
平成19年	71,224	1.55	43.8	1,397	1.71	45.7
平成18年	67,168	1.52	43.4	1,351	1.64	44.5
平成17年	65,449	1.49	42.1	1,316	1.63	44.6
平成16年	63,993	1.46	41.7	1,280	1.63	45.3
平成15年	61,025	1.48	42.5	1,200	1.57	45.2
平成14年	60,938	1.47	42.5	1,170	1.56	46.9

(別表2) 民間企業における企業規模別実雇用率

	全 国			京 都 府		
	平成17年 (%)	平成18年 (%)	平成19年 (%)	平成17年 (%)	平成18年 (%)	平成19年 (%)
56～99人	1.46	1.46	1.43	1.66	1.78	1.84
100～299人	1.24	1.27	1.30	1.47	1.49	1.57
300～499人	1.46	1.48	1.49	1.57	1.61	1.72
500～999人	1.48	1.53	1.57	1.59	1.52	1.56
1,000人以上	1.65	1.69	1.74	1.77	1.76	1.81
全 体	1.49	1.52	1.55	1.63	1.64	1.71

(別表3) 民間企業における産業別実雇用率

	全 国		京 都 府	
	平成18年 (%)	平成19年 (%)	平成18年 (%)	平成19年 (%)
農林漁業	1.76	1.77	—	—
鉱業	1.58	1.46	—	—
建設業	1.43	1.46	1.79	1.83
製造業	1.70	1.73	1.66	1.70
電気・ガス・熱供給・水道業	1.82	1.86	1.08	0.00
情報通信業	1.18	1.20	1.36	1.29
運輸業	1.69	1.71	2.27	2.30
卸売・小売業	1.25	1.31	1.04	1.06
金融・保険・不動産業	1.45	1.48	1.37	1.39
飲食店・宿泊業	1.40	1.43	0.91	0.98
医療・福祉業	1.84	1.90	2.22	2.43
教育・学習支援業	1.26	1.30	1.51	1.43
複合サービス業	1.33	1.40	1.33	1.78
サービス業	1.43	1.45	1.84	1.95
全 体	1.52	1.55	1.64	1.71

民間企業における産業別・規模別障害者雇用状況〔詳細表〕

	企業数		法定雇用率達成企業の割合(%)	算定基礎労働者数	身体障害者数				知的障害者数				精神障害者数			合計 (④+⑧+⑪)	実雇用率(%)		
	うち法定雇用率達成企業数				① 重度障害者	② 重度障害者以外の障害者	③ 短時間重度障害者	④ 計(①×2+②+③)	⑤ 重度障害者	⑥ 重度障害者以外の障害者	⑦ 短時間重度障害者	⑧ 計(⑤×2+⑥+⑦)	⑨ 短時間以外	⑩ 短時間	⑪ 計(⑨+⑩×0.5)		④+⑧+⑪	前年	
産業別	農林漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	23	13	56.5%	2,021	9	18	0	36	0	1	0	1	0	0	0.0	37.0	1.83%	1.79%
	製造業	449	229	51.0%	141,882	622	847	20	2,111	42	189	1	274	18	6	21.0	2,406.0	1.70%	1.66%
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	0.0%	251	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.00%	1.08%
	情報通信業	34	12	35.3%	9,395	31	55	0	117	0	2	0	2	2	0	2.0	121.0	1.29%	1.36%
	運輸業	76	49	64.5%	35,169	168	352	8	696	19	72	1	111	2	1	2.5	809.5	2.30%	2.27%
	卸売・小売業	285	97	34.0%	48,208	99	198	10	406	7	74	4	92	10	6	13.0	511.0	1.06%	1.04%
	金融・保険・不動産業	39	10	25.6%	18,519	68	120	1	257	0	0	0	0	1	0	1.0	258.0	1.39%	1.37%
	飲食店・宿泊業	49	13	26.5%	9,727	18	37	2	75	4	8	0	16	4	1	4.5	95.5	0.98%	0.91%
	医療・福祉	188	111	59.0%	31,851	183	223	18	607	28	92	9	157	7	4	9.0	773.0	2.43%	2.22%
	教育・学習支援業	49	22	44.9%	10,752	37	79	0	153	0	1	0	1	0	0	0.0	154.0	1.43%	1.51%
	複合サービス業	9	3	33.3%	2,466	8	14	0	30	1	9	2	13	1	0	1.0	44.0	1.78%	1.33%
	サービス業	194	80	41.2%	37,058	102	215	10	429	69	146	0	284	7	4	9.0	722.0	1.95%	1.84%
	合計	1,397	639	45.7%	347,299	1,345	2,158	69	4,917	170	594	17	951	52	22	63.0	5,931.0	1.71%	1.64%
規模別	56~99人	540	237	43.9%	39,156	94	220	3	411	68	153	3	292	14	6	17.0	720.0	1.84%	1.78%
	100~299人	640	299	46.7%	98,210	308	629	27	1,272	34	175	9	252	15	9	19.5	1,543.5	1.57%	1.49%
	300~499人	100	50	50.0%	33,929	123	218	7	471	22	59	2	105	5	3	6.5	582.5	1.72%	1.61%
	500~999人	68	26	38.2%	40,148	143	258	15	559	7	46	2	62	4	1	4.5	625.5	1.56%	1.52%
	1000人以上	49	27	55.1%	135,856	677	833	17	2,204	39	161	1	240	14	3	15.5	2,459.5	1.81%	1.76%
合計	1,397	639	45.7%	347,299	1,345	2,158	69	4,917	170	594	17	951	52	22	63.0	5,931.0	1.71%	1.64%	

(注) 1. 算定基礎労働者数とは労働者総数から除外率相当数を除いた雇用率算定の基礎となる労働者数である。

2. 重度身体障害者及び重度知的障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上の者)については、1人の雇用を2人に相当するものとしてカウントする。

また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の雇用を1人としてカウントする。

3. 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の雇用を0.5人とカウントする。